

業務管理体制の整備に関する 届出等について

仙台市障害者支援課 指導係

仙台市障害者支援課指導係です。
私からは、「業務管理体制の整備に関する届出等」について、ご説明させていただきます。

目 次

- 業務管理体制の整備とは
- 法令遵守責任者の役割について
- 業務管理体制の届出について
- こんなときは届出が必要です
- 一般検査について

こちらの目次に沿って、順にご説明いたします。

業務管理体制の整備とは①

- 不正防止及び事業運営の適正化を図る体制づくり
- 平成24年4月に制度化

→事業者（法人）に「法令遵守責任者の設置」などの
法令遵守等の業務管理体制の整備と「届出」を義務付け
(参考：障害者総合支援法第42条3、第51条2等)

3

はじめに、業務管理体制の整備の概要についてです。

業務管理体制の整備は、事業者の不正防止と、適正な事業運営を行える体制づくり、法令遵守等の業務体制の整備を目的として、平成24年4月に制度化されました。

具体的には、事業者に対し、後ほどご説明をさせていただく「法令遵守責任者の設置」と法令遵守等の業務体制の整備に関する「届出」が義務付けられました。

業務管理体制の整備とは②

事業者（法人）の規模に応じて必要な体制が異なります

仙台市ではこれを「整備の区分」と呼んでいます。

条区分ごとの事業所数が20未満

①法令遵守責任者を定める

事業所数が20以上100未満

①に加え②法令遵守規程を定める

事業所数が100以上

①②に加え③業務執行状況の監査を行う

本制度における「法令遵守等の業務体制の整備」は、事業者の規模に応じて、必要な体制や求められる内容が異なります。仙台市では、これを「整備の区分」と呼んでいます。

「条区分」については後ほどご説明をさせていただきますが、その条区分ごとの事業所数が20未満であれば「法令遵守責任者を定めること」、20以上100未満であればそれに加え「法令遵守規程を定めること」、100以上であればそれらに加えて「業務執行状況の監査を行うこと」が求められています。

なお、入所施設以外の事業所等の数は「指定を受けたサービス種別」ごとに数えますので、例えば同一の事業所で居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている場合、事業所数は「2」となります。ご注意ください。

法令遵守責任者の役割について

事業者（法人）内で業務管理体制を整備・運用するための中心的な役割を担う

- 各事業所の法令遵守の取組状況の把握
- 法令遵守に係る職員研修
- 関係法令の情報収集
- 法令違反があった場合に事実関係を把握し、解決策を検討し、実施 等

5

次に、法令遵守責任者についてです。

法令遵守責任者は、事業者内で業務管理体制を整備・運用するための中心的な役割を担うことが求められており、具体的には、スライドでお示ししている業務を行うことが求められています。

法令遵守責任者に資格要件等はありませんが、「関係法令に精通していること」「事業所内部に法令等遵守を徹底できること」を基本として選任いただきますようお願いいたします。

業務管理体制の届出について①

- 対象とサービスによる「条区分」ごとに届出が必要
 - ア 指定障害福祉サービス事業及び指定障害者支援施設
(障害者総合支援法第51条の2)
 - イ 指定一般相談支援事業及び指定特定相談支援事業
(障害者総合支援法第51条の31)
 - ウ 指定障害児通所支援事業 (児童福祉法第21条の5の26)
 - エ 指定障害児入所施設の設置 (児童福祉法第24条の19の2)
 - オ 指定障害児相談支援事業 (児童福祉法第24条の38)

6

次に、「業務管理体制の整備とは②」のスライドで触れた「条区分」についてご説明いたします。

業務管理体制の整備については、この5つの条区分ごとに届出が必要となります。

例えば、仙台市から就労継続支援B型と放課後等デイサービスの指定を受けている事業者であれば、「ア」と「ウ」の届出が必要になります。

業務管理体制の届出について②

① 「者の通所と入所」「者の相談」「児の通所」
「児の入所」「児の相談」に分けて届出が必要

② 複数の事業所で事業を実施している場合、
事業所の所在地によって届出先（所管）が変わる

→資料「業務管理体制届出確認チャート」で確認を

7

①は、ひとつ前のスライドと同じことを説明しています。繰り返しになりますが、仙台市で就労継続支援B型と放課後等デイサービスの2つのサービスの指定を受けている事業者であれば、「者の通所」と「児の通所」の2つ届出が必要になります。

また、②に記載しているとおり、複数の事業所で事業を実施している場合、条区分ごとの事業所の所在地によって届出先が変わります。例えば、条区分ごとの事業所の所在地が複数の県内市町村にまたがっている場合の届出先は宮城県、複数の都道府県にまたがっている場合の届出先は厚生労働省となります。詳細は業務管理体制届出確認チャートでご確認をお願いいたします。資料は概要欄からご確認ください。

こんなときは届出が必要です

- 法人として、初めて事業所を設置するとき

- 整備の区分が変わったとき

→ 様式第1号・第3号

以下のいずれかを変更

- 事業者の種別、名称
- 代表者氏名、住所、職名
- 主たる事務所の所在地
- 法令遵守責任者の氏名
- 届出先が変わったとき
- 法令遵守規程※
- 業務執行状況の監査方法※

※事業所が一定数以上の事業者のみ

→ 様式第2号・第4号

次に、どのような場合に届出が必要になるかをご説明いたします。

最初に「法人として、初めて事業所を設置する場合」です。このときには、該当する条区分によって様式第1号もしくは第3号、あるいは両方により届出が必要となります。

次に、例えば事業所数が19から20に増えた場合などの、整備の区分が変わったときです。このときにも、該当する条区分によって様式第1号もしくは第3号により届出が必要となります。

続きまして、事業者の名称や代表者氏名など、スライド右側の項目のいずれかを変更した場合です。この場合は様式第2号もしくは第4号、あるいは両方により、届出事項の変更を行っていただく必要があります。また前のスライドでもお伝えしたとおり、事業所の新設や移転により、法人として条区分ごとの事業所の所在地が複数の自治体にまたがることになった場合は届出先が変更となります。新たな届出先への届出が必要となりますのでご注意ください。

一般検査について

- 事業者の取組状況と過去の届出内容を確認
- 概ね3年に1回実施
- 令和2年度は、全事業者（法人）対象に書面検査を実施

9

最後に一般検査についてです。

仙台市では、事業者の取組状況と過去の届出内容を確認するため、概ね3年に1回実施しており、令和2年度には全事業所を対象とした書面検査を行いました。

今後の一般検査の実施にあたりましては、事業者様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上、「業務管理体制の整備に関する届出等」について、ご説明させていただきました。